○関西学院大学特定プロジェクト研究センター研究支援者に関する運用内規

2004年10月4日

常務委員会報告

(目的)

第1条 この運用内規は、関西学院大学特定プロジェクト研究センター制度に関する規程 (以下、「規程」という。)第10条第2項に基づき、各研究センターに所属する研究支援者に関する細目を定める。

(定義)

第2条 この運用内規に定める研究支援者とは、特定プロジェクト研究センターを母体として行う事業で採用する博士研究員及びリサーチ・アシスタントをいう。

(採用)

- 第3条 研究支援者の採用等に関する細則は次のとおりとする。
 - 1 博士研究員に関する細則は「博士研究員に関する規程」及び「博士研究員に関する規程 程了解事項2に関する運用内規」による。
 - 2 リサーチ・アシスタントに関する細則は「リサーチ・アシスタント(Research Assistant, R. A.) に関する規程」及び「リサーチ・アシスタントに関する運用内規」による。 (主管事務)
- 第4条 この運用内規に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。 (内規の改廃)
- 第5条 この運用内規の改廃は、研究推進委員会で決定する。

附則

- 1 この運用内規は、2004年(平成16年)7月26日から施行する。
- 2 この運用内規は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。
- 3 この運用内規は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。